

【返戻金制度に関する事項】

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

株式会社ヴィクトリアラインの紹介により就職したものが、入社後3ヶ月以内で本人都合による退職により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者へ返還いたします。

入社後1ヶ月未満の退社等の場合、報酬の70%に相当する金額

入社後1ヶ月以上、2ヶ月未満に退社等の場合、報酬の30%に相当する金額

入社後2ヶ月以上、3ヶ月未満に退社等の場合、報酬の10%に相当する金額を返還いたします。